

## 令和元年7月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(令和元年9月)

地方海難審判所(全国8箇所) 25件	
事件種類(件)	乗揚9、衝突9、衝突(単)2、負傷2、転覆2、運航阻害1
関係船舶(隻)	漁船14、モーターボート9、貨物船7、油送船1、引船1、押船1、台船1、作業船1

令和元年7月中に言い渡された裁決25件のうち、

1件[清水港で貨物船が外防波堤東側の消波ブロックに乗り揚げた事件:横浜地方海難審判所]の概要をご紹介します。  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu\\_kako/31nen/3yh/yhR107/30yh063.pdf](http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/3yh/yhR107/30yh063.pdf)

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

### 重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難概要】 夜間、清水港において、A船(29,829トン、水先人乗船)が、港口に向かうため左回頭する際、舵効を喪失し、外港防波堤東側に敷設されている消波ブロックに乗り揚げた。

【発生日時】 平成29年1月2日 06時00分半少し過ぎ

【発生場所】 静岡県清水港

【死傷者】 なし

【損傷等】 右舷船首部船底外板に凹損、右舷バラスタンクフレーム接続部に亀裂等を生じた。

### 《原因》

ほぼ満船状態で、左回頭する際、回頭措置が不適切で、舵効を喪失し、外港防波堤に向かって進行したことが原因である。

《懲戒》 水先人: 戒告

### 《原因の背景》

水先人は、A船に乗船して嚮導を開始したとき、外港防波堤と接近して十分に余裕を持った回頭水域を確保できなかったが、操縦性能からすればA船単独でも防波堤の手前で回頭を完了することができると思い、回頭措置を適切にとらなかった。

行きあしを止めて引船2隻を有効に活用するなど、回頭措置を適切にとるべきであった。

### 《その他の情報》

A船の船長は、清水港港口東方沖合1海里のパイロットステーションを通り過ぎて西行し、外港防波堤まで1,100m付近の地点で、水先人を乗船させた。

水先人は、外港防波堤まで約700mとなったとき、舵効の低下を感じた。

A船は、浅水影響及び潮流の影響により、舵効を喪失した。

